

平成26年稲敷市農業委員会11回総会

〔11月25日〕

- 
- 日程 1 会議録署名委員の指名について  
日程 2 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について  
日程 3 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について  
日程 4 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について  
日程 5 農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について  
日程 6 農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について  
日程 7 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について  
日程 8 現況証明願に対する証明書の交付について  
日程 9 農地改良協議に対する同意について  
日程 10 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）  
日程 11 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権転貸）

---

本日の会異議に付した事件

- 日程 1 会議録署名委員の指名について  
日程 2 報告第1号  
日程 3 報告第2号  
日程 4 報告第3号  
日程 5 議案第1号  
日程 6 議案第2号  
日程 7 議案第3号  
日程 8 議案第4号  
日程 9 議案第5号  
日程 10 議案第6号  
日程 11 議案第7号

---

出席委員

- |    |       |     |        |
|----|-------|-----|--------|
| 1番 | 宮本昇君  | 17番 | 井戸賀吉男君 |
| 2番 | 関口邦子君 | 18番 | 山口幸一君  |
| 3番 | 蛭原一君  | 19番 | 宮本善助君  |
| 4番 | 村山文雄君 | 20番 | 保科進君   |
| 5番 | 篠崎惣寿君 | 21番 | 清原寿君   |

6番	松本 文雄 君	22番	加納 昭 君
7番	吉岡 一仁 君	23番	飯塚 恒雄 君
8番	川島 昇 君	24番	飯田 稔 君
9番	小貫 和子 君	25番	濱田 昭一 君
10番	千勝 忠 君	26番	沖野谷 秀雄 君
11番	山崎 健一 君	27番	永長 秀敏 君
12番	坂本 富男 君	28番	澤邊 雅之 君
13番	秋本 精一 君	29番	遠藤 一行 君
14番	篠崎 文夫 君	30番	糸賀 泰夫 君
15番	坂本 一雄 君	31番	山下 恭一 君
16番	古澤 真和 君	32番	高須 一郎 君

---

#### 欠席委員

---

#### 出席説明委員

農業委員会事務局長	森川 春樹
農業委員会事務局長補佐	飯島 伸生
農業委員会事務局係長	油原 雅人
農業委員会事務局主査	宮本 昭

---

#### ○会長（加納 昭君） 諸般の報告

11月19日（水） 農業委員会県南連絡協議会会長・事務局長合同視察研修  
 20日（木） 於 南房総市白浜町  
 出席者 加納 昭会長

---

午後3時開会

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは、ただいまから、平成26年11月の稲敷市農業委員会総会を開催させていただきます。これからの議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となり議事進行いたしますのでよろしく願いをいたします。

○議長（加納 昭君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしく願いいたします。

本日の出席委員は32名、全員出席です。よって農業委員会に関する法律第21条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。

---

## 日程 1 会議録署名委員の指名について

○議長（加納 昭君）最初に会議録署名人の指名を行います。お諮りいたします。会議録署名人の、指名については、議長一任で異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君）異議なしということでございますので、本日の会議録署名人は、8番、川島 昇委員、9番、小貫和子委員の両名を指名いたします。

---

## 日程 2 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君）それでは審議に入ります。

報告第1号、「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局より報告を願います。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）それでは、議案書の1ページをお開き願います。

報告第1号、「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」でございます。

受理番号1番、村田字殿山、田1筆、2、857平方メートルでございますが茨城県農林振興公社が行う農地中間管理事業特例促進事業により所有権の移転を行うものでございます。

受理番号2番、江戸崎字荒沼ほか1地区、田2筆、4、106平方メートルでございますが、同じく、茨城県農林振興公社が行う農地中間管理事業特例促進事業により所有権の移転を行うものです。

受理番号3番、手賀組新田字秋塚、田3筆、5、572平方メートルでございますが、これも同じく、茨城県農林振興公社が行う農地中間管理事業特例促進事業により所有権の移転を行うものです。

受理番号4番、上之島字上ノ島、田5筆、8、733平方メートルでございますが、同じく、茨城県農林振興公社が行う農地中間管理事業特例促進事業により所有権の移転を行うものでございます。

以上、よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これは、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願います。

---

### 日程 3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第2号、「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局より報告を願います。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）2ページをお開き願います。

報告第2号、「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」でございます。議案書の2ページから6ページにかけてでございますが、受理番号1番から受理番号11番までを一括してご報告いたします。

本届出は相続の死亡により、それぞれの取得日において相続により農地を取得したものであります。権利の取得者は、いずれも自作地として耕作しており、農業委員会による、あっせん等の希望は、ないものでございます。内容の詳細につきましては、それぞれ議案書に記載のとおりでございます。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これもまた、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願います。

---

### 日程 4 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第3号、「農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について」を議題といたします。事務局より報告を願います。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）7ページをお開き願います。

報告第3号、「農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について」でございます。

受理番号1番、釜井字前田、田2筆、6、101平方メートルでございますが、所有者の都合により合意解約するものでございます。

受理番号2番、柴崎字寄居下ほか1地区、田3筆、4、459平方メートルでございますが、所有者の都合により合意解約するものでございます。

受理番号3番、太田字荒野原、田1筆、5、226平方メートルでございますが、所有

者の都合により合意解約するものでございます。

受理番号4番、上之島字上ノ島、田5筆、8,733平方メートルでございますが、所有者の都合により合意解約するものでございます。

受理番号5番、下君山字寺地内、田2筆、1,858平方メートルでございますが、耕作者の都合により合意解約するものでございます。

受理番号6番、上君山字西、田2筆、10,273平方メートルでございますが、耕作者の都合により合意解約するものでございます。

以上、よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これもまた、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願いいたします。

---

## 日程 5 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。なお、議事参与の制限に該当する案件がございますので、事務局は受理番号15番、16番を除いて説明をお願いいたします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）8ページをお開き願います。

議案第1号「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」でございます。売買による所有権移転8件、贈与による所有権移転2件、交換による所有権移転2件、公売による所有権移転4件の合計16件でございます。

受理番号1番、堀之内字堀之内ほか2地区、田1筆、畑3筆、2,319平方メートルについてでございますが、渡人が経営規模縮小のため売渡すものでございます。

受理番号2番、月出里字下林、畑3筆、3,911平方メートルについてでございますが、受人が父より受贈するものでございます。

受理番号3番、月出里字花指、畑2筆、3,799平方メートルについてでございますが、受人が耕作地を買受けるものでございます。

受理番号4番、上根本字三ツ家向、田1筆、923平方メートルについてでございますが、受人が経営規模拡大のため受贈するものでございます。

受理番号5番、上之島字上の島前、田1筆、5,216平方メートルについてでございますが、受人が耕作利便のため交換するものでございます。

9ページをお開き願います。

受理番号6番、上之島字上ノ島、田3筆、6,717平方メートルについてでございますが、受人が耕作利便のため交換するものでございます。

受理番号7番、柴崎字丹通、田1筆、2,631平方メートルについてでございますが、受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。

受理番号8番。柴崎字内海、田1筆、499平方メートルについてでございますが、受人が耕作地を買受けるものでございます。

受理番号9番、柴崎字上吉山、畑1筆、693平方メートルについてでございますが、受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。

受理番号10番、柴崎字丹通、田1筆、506平方メートルについてでございますが、受人が耕作地を買受けるものでございます。

10ページをお開き願います。

受理番号11番、清久島字内川、田1筆、829平方メートルについてでございますが、受人が耕作利便のため買受けるものでございます。

受理番号12番、福田字平須ほか1地区、田2筆、2,725平方メートルについてでございますが、稲敷市が行った不動産公売において最高価申込者となったものであります。受人には10月総会で買受適格証明書を交付しておりますので、農地法第3条の許可要件は満たしております。

受理番号13番、鳩崎字新田、田2筆、5,228平方メートルについてでございますが、稲敷市が行った不動産公売において最高価申込者となったものであります。受人には10月総会で買受適格証明書を交付しておりますので、農地法第3条の許可要件は満たしております。

受理番号14番、月出里字花指、畑1筆、4,201平方メートルについてでございますが、稲敷市が行った不動産公売において最高価申込者となったものであります。受人には10月総会で買受適格証明書を交付しておりますので、農地法第3条の許可要件は満たしております。

以上14件の調査の結果は、全て報告書のとおりで農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。

以上で、議案第1号、受理番号1番から14番までの説明をおわります。

○議長（加納 昭君）ただいま事務局の説明でございましたが調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番について、松本委員より報告をお願いします。

○6番（松本文雄君）6番、松本です。受理番号1番について報告いたします。11月19日に篠崎委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻、レンコン、さつまいも、落花生を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台を所有しております。農作業従事日数は200日であります。経営面積は206アールであります。調査の結果受人は、農地権利取得の要件を満たしており報告書のとおり間違いはなく、許可相当と考えられます。

よろしくご審議、願います。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号2番から3番について、清原委員より報告願います。

○21番（清原 寿君）21番，清原です。受理番号2番について報告いたします。11月21日に山下委員と受人の調査をし，申請内容に間違いがないことを確認しました。受人は主に水稻、うめ、栗を栽培している農業者であります。農機具の所有状況ですが，トラクター、コンバインは美浦村舟子の農業者と共同利用しております。また、田植機、乾燥機については，美浦村大須賀津の農業者に委託しております。農作業従事日数は150日であります。経営面積188アールであります。調査の結果，受人は農地の権利取得の要件を満たしており，報告書のとおり間違いはなく，許可相当と考えられます。

よろしくご審議，お願いします。つづいて、受理番号3番について報告いたします。11月23日に山下委員と受人の調査をし，申請内容に間違いがないことを確認しました。受人は主に水稻、小麦等を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は，トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台を所有しております。農作業従事日数は160日あります。経営面積56アールであります。また、新規就農者として営農に努力している方でございます。調査の結果，受人は農地の権利取得の要件を満たしており，報告書のとおり間違いはなく，許可相当と考えられます。

よろしくご審議，お願いします。

○議長（加納 昭君）はい，次に受理番号3番について，吉岡委員より報告をお願いいたします。

○7番（吉岡一仁君）7番，吉岡です。受理番号4番について報告いたします。11月20日に山口委員と受人の調査をし，申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻、イチジク等を栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は，トラクター1台，田植機1台，コンバイン1台，乾燥機2台を所有しております。農作業従事日数は330日です。農業経営面積は374アールであります。調査の結果，受人は農地の権利取得の要件を満たしており，報告書のとおりで間違いはなく，許可相当と考えられます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい，次に受理番号5番から6番について，坂本一雄委員より報告願います。

○15番（坂本一雄君）15番，坂本です。受理番号5番について報告します。11月20日に保科委員と受人の調査をし，申請内容に間違いがないことを確認しました。受人は主に水稻を栽培している農業者でございます。農機具の所有状況は，トラクター1台，田植機1台，コンバイン1台，乾燥機2台を所有しております。農作業従事日数は150日あります。経営面積は287アールです。調査の結果，受人は農地の権利取得の要件を満たしており，報告書のとおりで間違いはなく，許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。つづいて、受理番号6番について報告します。11月20日に保科委員と受人の調査をし，申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者でございます。農機具の所有状況は，トラクター1台，田植機1台，コンバイン1台，乾燥機2台を所有しております。農作業従事日数は250日で

あります。経営面積は552アールです。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いはなく、許可相当と考えられます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号7番から8番について、坂本一雄委員より報告願います。

○10番（千勝 忠君）10番、千勝です。受理番号7番について報告します。11月21日に篠崎委委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認しました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者です。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機3台を所有しています。農作業従事日数は200日であります。経営面積は960アールであります。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いはなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議のほどお願いいたします。つづいて、受理番号8番について報告します。11月21日に篠崎委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。農作業従事日数は150日であります。経営面積は225アールです。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いはなく、許可相当と考えられます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号9番から10番について、篠崎文夫委員より報告願います。

○14番（篠崎文夫君）14番、篠崎です。受理番号9番、10番の受人が同一人物です。報告いたします。11月21日に千勝委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認しました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機3台を所有しております。農作業従事日数は200日であります。経営面積は586アールです。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおり間違いはなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号11番について、坂本富男委員より報告願います。

○12番（坂本富男君）12番、坂本です。受理番号11番について報告します。11月23日に沖野谷委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認しました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、乾燥機1台を所有しております。なお、刈り取りはセンターに委託しております。農作業従事日数は150日であります。経営面積は234アールです。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いはなく、許可相当と考えられます。

よろしく審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号12番から14番については、買受適格書の証明時に審



査済みですので、調査報告は省略いたします。

○議長（加納 昭君）これで調査委員の調査報告を終了いたします。

○議長（加納 昭君）これより質疑を認めます。質疑ありませんか、質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり、許可決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可することに決定いたしました。

○議長（加納 昭君）つづきまして、議案第1号、受理番号15番ですが、農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限規定に、川島 昇委員が該当しますので、8番、川島委員の退席を求めます。

〔川島 昇委員退席〕

○議長（加納 昭君）それでは、事務局の説明をお願いします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）10ページをお開き願います。

受理番号15番、太田字中曽根、田2筆、1、603平方メートルについてでございますが、稲敷市が行った不動産公売において最高価申込者となったものであります。受人には10月総会で買受適格証明書を交付しておりますので、農地法第3条の許可要件は満たしております。

以上で、議案第1号、受理番号15番の説明をおわります。

○議長（加納 昭君）これより質疑を認めます。質疑ありませんか、質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」受理番号15番を採決いたします。

本案は、申請のとおり、許可決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可することに決定いたしました。

○議長（加納 昭君）審査が終了しましたので、8番、川島 昇委員の入室を許可いたします。

〔川島 昇委員入室〕

○議長（加納 昭君）つづきまして、議案第1号、受理番号16番ですが、農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限規定に、永長秀敏委員が該当しますので、27番、

永長秀敏委員の退席を求めます。

〔永長秀敏委員退席〕

○議長（加納 昭君） それでは、事務局の説明をお願いします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君） 11ページをお開き願います。

受理番号16番、佐原組新田字佐原組ほか1地区、田8筆、15,297平方メートルについてでございますが、農地中間管理機構が行う特例事業により受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。受人の経営状況については別紙審査表のとおりでございます。

以上で、議案第1号、受理番号16番の説明をおわります。

○議長（加納 昭君） 事務局の説明を終わります。次に調査報告でございますが、受理番号16番は茨城県農林振興公社の案件でございますので、調査報告を省略いたします。

○議長（加納 昭君） これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」受理番号16番を採決いたします。

本案は、申請のとおり、許可決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可することに決定いたしました。

○議長（加納 昭君） 審査が終了しましたので、27番、永長秀敏委員の入室を許可いたします。

〔永長秀敏委員入室〕

---

## 日程 6 議案第2号 農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第2号、「農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君） 12ページをお開き願います。

議案第2号、「農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について」でございます。水戸地方裁判所龍ヶ崎支部が行う競売物件に対する買受適格証明書の交付について2件でございます。

受理番号1番、上馬渡字上馬渡、田1筆 9,801平方メートルについてございま

すが、受人が農業経営規模拡大のため競売参加を希望するものでございます。

受理番号2番、上馬渡字上馬渡、田1筆、9,801平方メートルについてでございますが、受人が農業経営規模拡大のため競売参加を希望するものでございます。

以上調査の結果は、全て報告書のとおりで農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。

以上で、議案第2号、受理番号1番と2番の説明をおわります。

○議長（加納 昭君） はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。まず、受理番号1番について、蛭原委員より報告をお願いいたします。

○3番（蛭原 一君） 3番、蛭原です。受理番号1番について報告いたします。11月20日に糸賀委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は、主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況はトラクター1台、田植機、コンバインは各1台ずつリースです。乾燥機2台を所有しております。農作業従事日数、230日であります。経営面積202アールであります。調査の結果受人は、農地の権利取得の要件を満たしており報告書のとおりで、間違いがなく許可相当と考えられます。

どうぞ、よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） はい、次に、受理番号2番について、沖野谷委員より報告をお願いいたします。

○5番（沖野谷秀雄君） 26番、沖野谷です。受理番号2番について報告いたします。11月23日、飯塚委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認しました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、そして、乾燥機は共有しております。農作業従事日数が150日であります。経営面積720アールであります。調査の結果受人は、農地の権利取得の要件を満たしており報告書のとおり間違いはなく許可相当と考えられます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい、これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第2号、「農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は、申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

---

日程 7 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第3号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君） 13ページをお開き願います。

議案第3号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」でございます。

受理番号1番、江戸崎字野々入、畑1筆、7,389平方メートルについてでございますが、申請人が資材置場に転用するものでございます。申請地は市街化調整区域、農振農用地区域外、土地改良区域外であり、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号2番、高田字横田山、畑1筆、1,133平方メートルについてでございますが、申請人が太陽光発電事業施設用地に転用するものでございます。申請地は前回許可申請時にもれたもので、市街化調整区域、農振農用地区域外、土地改良区域外であり、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号3番、町田字町田、田1筆、102平方メートルについてでございますが、申請人が太陽光発電事業施設用地に転用するものでございます。申請地は全体計画322平方メートルのうち102平方メートルが農地で、非線引き区域、農振農用地区域外、土地改良区域外であり、農地区分は第1種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

以上で、議案第3号 受理番号1番から3番の説明をおわります

○議長（加納 昭君） はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。まず、受理番号1番について、山下委員より報告をお願いいたします。

○31番（山下恭一君） 31番、山下です。受理番号1番について、さる20日、松本委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく、資材置場として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませでした。以上のことから報告書のとおりで、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。以上です。

○議長（加納 昭君） はい、それでは、受理番号2番について、篠崎惣寿委員より報告をいたします。

○5番（篠崎惣寿君） 5番，篠崎です。受理番号2番についてご説明いたします。さる20日，松本委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく，太陽光発電事業施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおり，農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい，次に受理番号3番について，飯塚委員より報告をお願いいたします。

○23番（飯塚恒雄君） 23番，飯塚です。受理番号3番について報告をいたします。さる20日，坂本委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく，太陽光発電事業施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで，農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい，これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい，それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第3号，「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を採決いたします。

本案は，申請書のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は，申請書のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

---

## 日程 8 議案第4号 現況証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君） 続きまして，議案第4号，「現況証明願に対する証明書の交付について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

宮本主査

○農業委員会事務局主査（宮本 昭君） 14ページをお開き願います。

議案第4号、現況証明願いに対する証明書の交付について、非農地証明書の交付5件でございます。

受理番号1番、町田字峰添太田、田1筆、66平方メートルについて、登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。申請地は、20年以上前より駐車場として利用されております。撮影年月日、平成6年11月4日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

受理番号2番、堀川字舟戸、畑1筆、748平方メートルについて、登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。申請地は、20年以上前より物置敷地として利用されております。撮影年月日、平成元年10月9日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

受理番号3番、上之島字下ノ町、田2筆、472平方メートルについて、登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。申請地は、20年以上前より住宅敷地として利用されております。撮影年月日、平成6年11月4日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

受理番号4番、本新、畑1筆、1,983平方メートルについて、登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。申請地は、20年以上前より住宅敷地・育成舎として利用されております。撮影年月日、平成4年10月28日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

受理番号5番、手賀組新田字秋塚、畑2筆、650平方メートルについて、登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。申請地は、20年以上前より農作業場・住宅敷地として利用されております。撮影年月日、平成元年10月9日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

○議長（加納 昭君） はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番について、飯塚委員より報告いたします。

○23番（飯塚恒雄君） 23番、飯塚です。受理番号1番について報告いたします。さる20日、坂本委員、沖野谷委員、それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果事務局の説明のとおりで間違いはなく20年以上前から駐車場として利用されており国土地理院発行の航空写真と合せて確認をいたしました。調査の結果は農地法第2条の農地に該当せず非農地と判断します。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） はい、次に受理番号2番について、川島委員より報告をお願いします。

○8番（川島 昇君） 8番、川島です。受理番号2番について、さる20日、古澤委員、濱田委員、それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果事務局の説明のとおりで間違いはなく20年以上前から物置敷地として利用されており国土地理院発行の航空写真と合せて確認をいたしました。調査の結果は農地法第2条の農地に該当せず非農地と判断します。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号3番について、坂本一雄委員より報告をお願いします。

○15番（坂本一雄君）15番、坂本です。受理番号3番について、さる20日、保科委員と関口委員と、それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果事務局の説明のとおりで間違いはなく、20年以上前より住宅敷地として利用されており、国土地理院発行の航空写真と合せて確認をしました。調査の結果は農地法第2条の農地に該当せず非農地と判断します。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号4番について関口委員より報告をお願いします。

○2番（関口邦子君）2番、関口です。受理番号4番について、さる20日、保科委員と坂本委員、それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果事務局の説明のとおり、間違いはなく20年以上前から住宅敷地、育成舎として利用されており、国土地理院発行の航空写真と合せて確認をしました。調査の結果は農地法第2条の農地に該当せず非農地と判断します。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号5番について関口委員より報告をお願いします。

○12番（坂本富男君）12番、坂本です。受理番号5番について、さる20日、沖野谷委員と飯塚委員、それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果事務局の説明のとおり、間違いはなく20年以上前から農作業場、住宅敷地として利用されており、国土地理院発行の航空写真と合せて確認をしました。調査の結果は農地法第2条の農地に該当せず非農地と判断します。よろしく、審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）はい、これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第4号、「現況証明願に対する証明書の交付について」を採決いたします。本案は、申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

---

## 日程 9 議案第5号 農地改良協議に対する同意について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第5号、「農地改良協議に対する同意について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

宮本主査

○農業委員会事務局主査（宮本 昭君）15ページをお開き願います。

議案第5号、「農地改良協議に対する同意について」でございます。平成26年11月12日受理、手賀組新田字秋塚、田2筆、319平方メートルについて、育苗ハウス設置の為の田畑転換についてでございます。育苗ハウスにて主に水稻の苗を作るため、市内の業者に搬入を依頼し、山砂販売所より160立方メートル購入し、申請地を50cm埋め立てる計画でございます。

以上で議案第5号の説明を終わります。よろしく、ご審議お願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい、ただいま事務局の説明がありました。これで説明を終わりにします。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第5号、「農地改良協議に対する同意について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり同意することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は、申請のとおり同意することに決定いたしました。

---

## 日程10 議案第6号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について (利用権設定)

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第6号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。

飯島補佐

○農業委員会事務局長補佐（飯島伸生君） よろしく申し上げます。16ページをお開きください。

議案第6号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」です。本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定で、今回は、新規設定が、6件、22筆、43,338平方メートル、再設定が5件、28筆、126,141平方メートルについての利用権の設定です。

新規設定について、ご説明いたします。

受理番号1番、八筋川字ト杭ほか1地区、田2筆、3,733平方メートル、新規設定で、利用目的が水稻、期間が6年、小作料は10アール当たり、2俵、設定を受ける者は、経営面積1,173アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数300日の認定農業者です。

受理番号2番、結佐字上結佐ほか1地区、田5筆、7,921平方メートル、新規設定で、利用目的が水稻、期間が2年、小作料は10アール当たり、2俵、設定を受ける者は、



経営面積158アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数、100日の認定農業者です。

受理番号3番、西代字北田ほか1地区、田3筆、5,923平方メートル、新規設定で、利用目的が水稻、期間が6年、小作料は10アール当たり、2俵、設定を受ける者は、経営面積644アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数200日の認定農業者です。

受理番号4番、浮島字池端ほか3地区、田7筆、16,067平方メートル、新規設定で、利用目的が水稻、期間が9年、小作料は10アール当たり、2俵、設定を受ける者は、経営面積212アールの水稻を作付けする農家で農作業従事日数150日の農業者です。

受理番号5番、佐原組新田字伊佐部ほか1地区、田4筆、8,784平方メートル、受理番号6番、伊佐部字伊佐部、田1筆、910平方メートル、いずれの2件は、新規設定で、利用目的が水稻、期間が10年、小作料は10アール当たり、2俵、設定を受ける者は、経営面積1,392アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数200日の認定農業者です。

受理番号7番から11番の再設定については、議案のとおりです。

以上、農業経営 基盤強化 促進法 第18条 第3項の各要件を満たしていると考えます。よろしく、ご審議を お願いいたします。説明を終わります。

○議長（加納 昭君）はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第6号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

---

#### 日程11 議案第7号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について (利用権転貸)

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第7号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。

飯島補佐

○農業委員会事務局長補佐（飯島伸生君）19ページをお開きください。

議案第7号、「稲敷市農用地利用集積計画 に対する意見決定について（利用権転貸）」で

す。

今回は、再設定が6件、8筆、6, 614平方メートル、稲敷市農業公社を介しての利用権転貸です。

受理番号1番から6番は、再設定ですので、詳細については、議案書のとおりです。

よろしく、ご審議をお願いします。以上です。

○議長（加納 昭君） はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第7号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権転貸）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

---

○議長（加納 昭君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。

本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは異議なしと認めます。

これをもちまして、平成26年11月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦勞様でした。

午後3時58分閉会

稲敷市農業委員会規則第12条の規定により署名する。

議 長

加 納 昭

⑩

---

8 番委員

川 島 昇

⑩

---

9 番委員

小 貫 和 子

⑩

---